

第6回 船橋市総合計画審議会 議事録

日時 平成23年2月16日(水) 18時00分～21時30分

場所 船橋市役所10階 中会議室

出席委員 武藤博己会長、中村正董副会長、金沢和子委員、川井洋基委員、斎藤忠委員、まきけいこ委員、有馬和子委員、北澤哲弥委員、斎藤哲瑯委員、内海優委員、河村保輔委員、村田佐江子委員、森田基委員、山下瑠璃子委員(以上14名)

※欠席 伊藤壽紀委員、石井庄太郎委員、椎名博信委員、深沢規夫委員、村木美貴委員、本木次夫委員(6名)

市側出席者 金子企画部長、事務局(山崎企画調整課長、野沢課長補佐、三澤、石原、三輪、市川、矢野、松丸)

傍聴者 2名

議事内容

1. 前回までの検討事項について
2. その他

1. 前回までの検討事項について

(会長)

- ・それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日の議事1、「前回までの検討事項について」ですが、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

一資料3「第3回総合計画審議会 小委員会 決定事項について」

小委員会決定事項説明

- ・それでは、先日開催されました小委員会での決定事項について説明させていただきます。資料の2をご覧ください。第5回審議会における積み残し事項を整理するために会長副会長を含め13名の委員の皆様にご参加いただきました。議論の中身と結果について、ご覧の通り11個の議題についてご議論いただきました。順に説明させていただきます。
- ・1番目、市街化調整区域の中での開発抑制と農業・都市サイドの調和について、市が農地を維持する方針なのであれば記載があったほうが良いという村木委員のご意見と、農地の確保にかかる数値を具体的に示したほうが良いという北澤委員のご意見でした。まず、事務局より後期基本計画と都市計画マスタープランの位置づけ、市街化区域・市街化調整区域の農地を保全する施策について説明した上で、議論が行われました。農地が減少している現状や、後継者や担い手の問題、税法上の問題などこれを食い止めるには国の制度の問題もあること、転用手続きが事務的に進む中、歯止めがかからない、といった議論が行われ、最終的に小委員会としては具体的な方策の記載は困難であって

も、都市計画の観点からも農地を保全していくという方向性がわかるような表現を文章に加えるということで結論が出ました。

- ・ 2番目、屋外広告物（看板等）に対して市からの具体的な指導を強化できないか、という村田委員からのご意見でした。事務局より撤去は平日毎日実施していることと、年度ごとの除去数の推移や、市・県・警察合同パトロールの実施について説明を行った上で議論が行われました。規制・誘導の中で、誘導策の推進や、実行力を持った指導としては警察の力が必要なこと、といった議論が行われ、最終的に小委員会では、違法なものを規制するだけでなく、適切な方向に誘導できるような策を検討し積極的に進めていくという方向性、及び、事業者・市民・行政・警察は、それぞれ互いに並列ではなく、それぞれの立場から意見を提示し、取り組んでいくことが明確になるように記載の充実を図ることとなりました。
- ・ 3番目、都市計画の中でも積極的に市民参加を打ち出すべきである、というまき委員からのご意見でした。事務局より、地区計画等の住民によるまちづくりの手法やアドバイザーの派遣事業、また、説明会の実施やその参加者数を指標として掲げている旨の説明を行った上で議論が行われました。地区計画といったせまい意味だけでなく、広い意味でのまちづくりについても触れた方がよいことや、必要な支援のみでは内容が分からない、といった議論が行われ、小委員会では、現状と課題、及び施策4の本文において市民参加の必要性や具体的な手段について記載の充実を図ることとなりました。
- ・ 4番目、道路について、生活者の視点に立った道づくりを考えてほしい、という村田委員・斎藤哲郎委員、本木委員からのご意見でした。事務局より市の道路の現状と道路拡幅の手法、拡幅以外での安全対策等の手法について説明を行った上で議論が行われました。こちらは小委員会で、「人にやさしいまちづくり」を目指すという方向性が文中からも理解できる趣旨で記載することとなりました。
- ・ 5番目、「安らぎとにぎわいのある市街地の整備」、では安らぎが感じ取れない、というまき委員からのご意見でした。こちらにも、先ほどと同様に小委員会で、「安らぎのある市街地」が感じ取れるような文章を記載することとなりました。
- ・ 6番目、区画整理事業は財政的な問題や反対意見等により、なかなか事業が進まないといった問題がある中、安易に区画整理を進めるといった記載でよいのか、という金沢委員からのご意見でした。事務局より区画整理事業について説明を行った上で議論が行われました。区画整理事業の課題に触れられていないこと、今後の展望が見えないこと、しかしながら一定のレベルで都市計画マスタープランにおいて検討されるべき課題でもあることなどが議論され、小委員会では、現状と課題の中でその課題について触れること、また、主要事業として、海老川については手法として土地区画整理事業と決定していないのであれば「まちづくりの検討」とすることとなりました。
- ・ 7番目、地域福祉関連団体連絡協議会について、市の行政パートナー等の活用はできないかといった山下委員からのご意見でした。事務局より当該団体は社会福祉協議会の推進計画の中で位置づけられていること、その地区で立ち上げる、となった際には行政パートナーではなく地域福祉支援員が、側面支援をすることについて説明を行いました。

こちらについては、素案上での記載はそのままとなりました。

- ・ 8 番目、男女共同参画センターの各種相談についてですが、相談件数を増やす内容についての金沢委員のご質問と、件数を増やすことが良いのかについては議論が必要という斎藤哲郎委員からのご意見に加え、ネット利用等の重層的な対応についても検討の余地はあるという武藤会長からのご意見でした。事務局より相談の内容は面接と電話にて実施していること、現状ではネット利用はDVについて証拠が残る等の危険性もあるため実施していない旨、説明を行いました。小委員会では、現段階では、問題に対する理解の促進や、相談しやすさの向上を通じて、相談件数を増やすことが必要である。また、敷居の低いインターネット相談をきっかけとして、電話や対面による相談につながり、解決に結びつくような仕組みができると良いといった議論がなされた上で、素案上での記載はそのままとなりました。
- ・ 9 番目、男女共同参画社会の形成に向けた就労支援の一環として、市の受託業者選定の際に企業の男女共同参画の度合いなど使えないか、というまき委員からのご意見でした。事務局より、市の指名業者資格審査の際に一般事業主行動計画策定業者等について加点している旨説明を行った上で議論が行われました。一般事業者への対応も、市が積極的に関与すべき、また、就労についての相談もできる周知をし、女性に関する相談のワンストップ化を推進する必要があるのではないか、といった議論がなされ、小委員会では企業が就労環境の整備・改善に関する取り組みを進めていくことを、市が支援し評価していることが理解されるよう、表現を検討することとなりました。
- ・ 10 番目、市の女性管理職の割合を指標として取り上げることはできないか、という有馬委員、武藤会長からのご意見でした。事務局より、現在の市の状況や女性職員に対する人材育成の内容について、また、市の女性管理職の指標については、女性職員の人材育成や登用の促進が必要な一方で、仕事と生活の両立の面での男女共同参画が必ずしも進んでいない現状があり、指標化することには懸念があると説明を行った上で議論が行われ、小委員会としては、基本的には指標としないこととなりました。ただし、次回、今回の第6回審議会では有馬委員の意見も確認することとなりました。
こちらについては、次の議題として資料を作成しておりますので、この段階までについて審議会としてご確認いただければと考えております。
- ・ 最後に11番目です。全般に消極的な表現で市として何をしたいのかが見えない、という有馬委員からのご意見と、母性の尊重の観点についてのまき委員からのご意見でした。これに対し、事務局より
 - ①施策3)のタイトル「相談・支援体制の充実」を「女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶」と変更する。
 - ②施策3)の文中で、「人権尊重の精神に基づいた教育や意識啓発を進める」、「女性と男性の間に生じる暴力の根絶に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、配偶者等からの暴力被害者に対しては、被害者の立場に立って必要な支援を行う」といった主旨の文章に変更する。
 - ③施策3)の主要事業を以下のように変更する。

- ・人権を尊重する教育・意識啓発の推進
- ・男女が抱える様々な問題の解決に向けた相談の実施
- ・配偶者等からの暴力被害者の保護・自立支援

以上について説明を行った上で議論が行われました。小委員会では、基本的に事務局案で承認とするが、先ほどの10番目の結論と併せて有馬委員の意見も次回審議会で確認することとなりました。

- ・加えて、若年層の妊娠・中絶の問題など、特に船橋市の独自の状況をデータから検討し、施策展開に活用することができないかが、検討事項となりました。これにつきましては、船橋市と他の市町村を比較するデータは見つけられませんでした。平成21年度に厚生労働省で行った衛生行政報告例という統計調査結果に基づき、全国的な数値と県ごと、また船橋市としての状況を説明させていただきます。
- ・全国的な人口妊娠中絶率、こちらは、人口千人あたりの数のことですが、その総数は着実に減少してきており、平成元年で14.9であったのに対し、平成21年度では8.2となっています。千葉県は5.4という数値で、これは全国で3番目に低い数値です。他県の状況をみると、東北、中国四国・九州地方で高い傾向がある一方、東京周辺の大都市圏では一般的に低い傾向が見受けられました。船橋市では、5.5という数値で、県と大きく変わるものではありませんでした。
- ・さらに20歳未満の中絶率に関しては、全国的には平成13年度に13.0とピークを迎えましたが、その後減少し、平成21年度は7.1となっています。
- ・千葉県では5.3という数値でこれは全国で5番目に低い数値でした。船橋市では、6.3という数値で、県より若干高い数値ではありますが、やはり全国平均を下回っています。また、これは船橋市民としての数値ではなく、船橋市にある産婦人科からの報告による数値であることも申し添えます。
- ・このようなことから、この件（中絶関係）につきましては、市として特徴的な傾向はなく、全国的に見ても低い数値であること、また、それ以外の分野につきましては平成20年度の基礎データ調査により、概ねの傾向については第1回審議会において説明した通りであり、その多くは現在の素案作成の際に活用されているものと考えております。
- ・また、母性の尊重と健康維持に関する内容について、次回審議会までにさらに具体的な委員提案があれば対応することとなっており、追加のご意見がありましたらご発言いただければと考えております。
- ・小委員会での決定事項の説明は以上です。

(会長)

- ・小委員会の決定事項について、ご意見はありますか。

ー発言なし

(会長)

- ・ご意見が無いようなので、遅れて出席される有馬委員のご意見であった 10 及び 11 を除き、了承されたものとします。10 及び 11 については有馬委員が到着されてから再度議論することとします。

(事務局)

－資料 3 「第 5 回審議会までの積み残し事項の整理」、資料 4 (別紙)「第 5 回船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について」意見 1、2 について説明

- ・資料 3 と資料 4 をご覧ください。まず、序論と第 2 章の積み残しについて説明させていただきます。先ほど会長の方から、北澤委員からご提案された事項については、庁内調整中というお話があったかと思いますが、序論については現在調整中で、第 2 章については話がまとまりましたので、ご説明させていただきます。
- ・序論第 2 章第 1 節の 2 「環境問題の重要性の高まり」について、こちらは第 2 回審議会において、北澤委員より素案の内容が従来型の議論となっている旨のご指摘を受け、専門的な見地から修正案をいただくこととなっていました。今回、そのご提案をいただきましたのでご紹介いたします。
- ・修正のポイントについては、①近年の環境問題が旧来の公害型から、温暖化や生物多様性のような地球環境問題へと変化してきたことを追加されております。その解決のために低負荷・資源循環・自然共生型の社会を目指した取り組みが必要であるという文脈に修正されております。②都市特有の環境問題について追加してされております。③船橋にはどのような自然があるか、その自然が今どのような脅威にさらされているかについて追加されております。詳細については割愛させていただきますが、素案と異なる部分については網掛けをしてありますので、後ほどご確認ください。
- ・では、2 章の内容に移らせていただきます。資料 4 の 3 ページをご覧ください。
- ・分野別計画第 2 章政策 1 基本施策 2 「豊かなみどりの保全の創出」につきましては、施策 5 について北澤委員より追加で 3 つご意見をいただきました。
 - ① 2-1-2 施策 5 本文について、「自然林」を「樹木地」と言い換えてはどうか。
 - ② 里山がどういうものかわかりにくいので、素案の本文の 1 行目にある「良好な景観に寄与する里山・斜面林」という部分を、「良好な景観に寄与する里山の谷津田や斜面林」と言い換えてはどうか。
 - ③ 主要事業の「里山の保全」について、取り組みの内容がわかりにくいので、「多様な主体との連携による里山等の保全・管理の推進」というように具体的に記述をしてはどうか、というものでした。
- ・これらに関して補足の説明をさせていただきます。「里山」については、現行基本計画、及び現在策定中の環境基本計画に記載のない新しい概念であり、市としての取り組みを含めて庁内調整が必要な状況となっています。現状では、市は、森林整備をする森林ボランティアの養成等を行っています。

- ・ご指摘への対応の方向性としては、①「自然林」については、ご指摘の通り、施策内容が自然林のみでないため、「樹林地」と言い換える。②施策5本文1行目「良好な景観に寄与する」の後に続く言葉を「斜面林」を削除し「里山」のみとし、「里山」の定義を明確にした上で脚注を付する。③主要事業「里山の保全」について、具体的でわかりやすい表現とするため、「森林ボランティア等による里山の保全の促進」と言い換える。こうした方向性での対応の是非について、引き続き審議会でご議論をお願いします。

(会長)

- ・これについて北澤委員はいかがでしょうか。

(北澤委員)

- ・意見2について、2-1-2の施策5)に用いられている「自然林」という言葉は人の手が入っていない森林を指しており、船橋市の森林とは異なるので「樹林地」としてもらいたいというのが一つ目の意見の趣旨です。
- ・次に、里山は昨今その指し示す範囲を広げる方向で定義が変わってきており、広義には斜面林、谷津田なども含む農村の生態系全体を里山と捉える傾向があります。今回は里山を広義で捉えていただきたいので「里山の谷津田や斜面林」としたのが二つ目の意見の趣旨です。
- ・最後に、里山の保全として森林のボランティアだけが表現されていますが、環境保全に関わるボランティアには里山だけでなく三番瀬の管理など多様な活動をしている方がいることから、「多様な主体との連携」にしてほしいというのが三番目の意見の趣旨です。

(会長)

- ・一つ目については事務局の対応方針で良いということかと思えます。二点目については、「里山」の定義が難しいので脚注を入れるのが良いということでしょうか。三点目については、森林ボランティアに限定せず「多様な主体との連携」として欲しいということでしょうか。

(北澤委員)

- ・三点目については、対応方針においても、改めて「森林ボランティア」としたいとされているが、三番瀬や谷津田などの保全にも対応するということから、もう少し広く捉えていただければと思い、「多様な主体との連携」と入れることを提案しました。

(事務局)

- ・この施策は「樹林地等の保全」であり、樹林地を主対象としています。このため、ここで多様な主体といった時に何が入るのか一般の人にわかりにくいと思われるため、「森林ボランティア等」とし、多様なボランティアの活用については別途2-1-3で位置

づけた方が適切ではないかと考えています。

(北澤委員)

- ・そういうことであれば、2-1-3で位置づけた方が私も良いと思います。樹林地に絞った施策であるなら、ここは森林ボランティアで結構です。

(川井委員)

- ・私も、里山の概念は一般的には谷津田、農地、後背地などのイメージと考えています。そういう意味で里山という表現は残していただきたい。ただし、対応方針②の「斜面林」を削除するのは絶対に反対です。
- ・緑として斜面林のみを有する地域が船橋には多くあります。谷津田が埋まって農地になり、そこが住宅地になったという土地が多いためですが、斜面林と谷津田は別のものとして捉えるべきだと思います。

(北澤委員)

- ・広義の里山では斜面林も含むのでご指摘の通りであると思います。この施策が樹林地を対象とした施策であるということを見落としていました。里山全般に関する記述は、2-1-3の現状と課題などに入れるということで良いのではないかと思います。

(川井委員)

- ・斜面林を何らかの形で記述してもらえば結構です。斜面林は船橋らしい景観の形成に不可欠です。

(会長)

- ・2-1-2の施策5)において斜面林という記述は残すとともに、役割が期待される主体は森林ボランティアとし、里山に関する記述は2-1-3に加筆することとします。

(事務局)

- 一資料3「第5回審議会までの積み残し事項の整理」、資料4(別紙)「第5回船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について」意見3について説明

資料4の4ページをご覧ください。

- ・分野別計画第2章 政策1 基本施策3 「自然と共生したまちづくり」について第2回の審議会において北澤委員より2-1-3-1生物多様性の確保について、「生物多様性地域戦略」の策定自体を目標の中に組み込んでいけばよいのではないかとのご意見をいただきました。その後、2-1-3全般について、生物多様性や自然環境に関連する内容が不十分ではないかということで、変更文案のご提出をいただきました。変更文案はこちらの資料にある通りとなっています。こちらの内容については、

変更の意図や語句の意味等について、北澤委員に個別に確認させていただいております。その内容を踏まえて補足説明をさせていただきます。

- ・《現状と課題》に関して、まず一つ目として「『湿地』という言葉について『農地、干潟』と言い換え、特に生物多様性保全上注目すべき場所を強調するべきではないか。」というご提案をいただきました。これにつきましては、言い換えてしまうと、谷津田や川辺・河川の源流部などの陸域の湿地がイメージしにくくなるという懸念があります。また、「農地」には水田・畑・果樹園が含まれ、畑地や果樹園は生物が生息する場とは考えにくいことから、水辺を意味する広い概念である「湿地」の方が望ましいのではないかと考えています。これに対し、北澤委員からは、「湿地といったときに干潟、河川、水田、湧水などをすべてイメージできるかについて懸念がある」とのご指摘をいただいております。
- ・二つ目として、北澤委員から、「気候変動が動植物の生息・生育環境の質を悪化させている」というご指摘をいただきました。これについては、地球温暖化による動植物への影響については国等により公表されていますが、本市における影響は調査が行われていないため、不明となっています。全国的なことと本市に関わる部分を書き分けるとともに、現に発生していることと今後予想されることを書き分けた上で、記載したいと考えています。
- ・三つ目として、北澤委員から、「市内において、環境汚染が生育・生息環境を悪化させている」というご指摘をいただきましたが、市としては、市内の環境汚染は改ざんされてきていると考えております。
- ・次に「めざすべき姿」についてご説明いたします。「『緑』という表現は都市計画においてよく使われていますが、人間を主体とした言葉であること、また『水辺』という言葉が抽象的な表現であることから、船橋市として保全したいと思っている場所を具体的に明示した方がよい」とのご提案をいただきました。そこで、素案の中で、「水辺や緑」と表現されているところを「樹林地や農地、干潟」と言い換える。「貴重な自然が活かされる」を「貴重な自然が保全・再生される」と言い換えるというご提案をいただいております。
- ・〔施策の方針〕及び《施策の方向》施策1に共通することとしましては北澤委員から、「『生物多様性の確保』を『保全・再生』と言い換える」というご提案をいただいております。陸域においては再生の前にまず「確保」が必要であるということから、現在見直し中の環境基本計画では「確保」という表現を用いる予定となっています。なお、三番瀬については、「保全・再生」を用いています。
- ・《施策の方向》施策1について、自然環境調査を定期的に行うというご提案をいただいておりますが、自然環境調査についてはこれからの施策と考えており、どのような調査をどのような間隔、頻度で行うかについても今後の検討事項となっているため、基本計画で「定期的」と記述することは難しいと考えています。
- ・二つ目として、北澤委員からご提案いただいた施策本文の2行目、「また、」以下に記載されている生物多様性の確保のための取り組みにつきましては、環境基本計画との整合

を図る必要があると考えています。

- 三つ目として、生物多様性地域戦略の策定を提案いただいておりますが、こちらについては、今後必要なことと考えておりますが、市としては生物に関連する直接的業務が少ないことや情報提供等の環境が十分に整っていないことから、現時点で基本計画に明記することは難しいと考えています。しかしながら、後期基本計画期間内の実施計画に記載することを含めて検討課題としたいと考えています。
- ここで、生物多様性地域戦略についてご説明させていただきます。平成 20 年 6 月に公布・施行された生物多様性基本法は、第 5 条に「地方公共団体の責務」を規定しています。また、第 11 条で「生物多様性国家戦略の策定等」についてその義務を規定し、第 13 条で「生物多様性地域戦略の策定等」について努力義務を規定しています。国では、この生物多様性基本法に基づき、平成 22 年 3 月 16 日に「生物多様性国家戦略 2010」を策定しました。通算して第 4 次となる戦略を策定しているのは、生物多様性条約の 193 の締約国の中でも初めての例となります。生物多様性地域戦略については、平成 22 年 9 月末時点で 12 の道・県・市が策定しています。具体的には、北海道、栃木県、埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県、流山市、高山市、名古屋市、北九州市となっています。なお、千葉県は、平成 20 年 3 月に「生物多様性ちば県戦略」を策定しています。
- これらのご指摘への対応の方向性としては、次の通り想定されます。
- 《現状と課題》については、「湿地」を「農地、干潟」と言い換えた部分については、「湿地」という言葉の後に「(干潟、川辺、水田、湧水等)」というような例示を追加する。
- 環境汚染、外来生物の侵入、気候変動による動植物の生息・生育環境の質の悪化について、全国的な傾向と市内の傾向、現に発生していることと今後起こりうることを書き分けて追加する。
- [めざすべき姿]については、「水辺や緑」を「樹林地や湿地」と言い換える。
- [施策の方針]《施策の方向》施策 1 については、「生物多様性の確保」という表現については、環境基本計画と合わせ、「確保」のままとする。
- 《施策の方向》施策 1 の対応については、生物多様性の確保のための取り組みについては、環境基本計画との整合を図った上で、希少な動植物や外来生物等に関する調査及び情報提供、樹林地や農地の保全・整備、市民や事業者との連携による取り組みについて記載する。
- 「生物多様性地域戦略」を策定していくことを明記することは、現時点では難しいことから、追加しない。但し、後期基本計画期間内の実施計画に記載することを含めて今後の検討課題とする。
- 今後の実務においては、県の「生物多様性ちば県戦略」を踏まえつつ、生物多様性の確保において市が果たすべき役割を検討し、明確化していく。
- こうした方向性での対応の是非について、審議会で引き続きご議論をお願い致します。

(会長)

- ・日本は面積の割に生物多様性が高く、この環境を大切にしてくべきだと思います。
- ・北澤委員、いかがでしょうか。

(北澤委員)

- ・以前、市として生物多様性に関して戦略を作ってはどうかと意見したことがありますが、それは難しいということでしたので、具体的な改善点としてこれらの意見を提案させていただきました。
- ・対応方針の《現状と課題》についての1点目、「湿地」に関する部分はこの通りで良いと思います。
- ・2点目の環境汚染に関する部分は指標の数値が下がってきていることは承知していますが、東京湾の赤潮青潮など二次的なものが残っており、影響を与える大きなものとなっています。また、外来生物も同様で、環境汚染と外来生物に関しては明らかに市内でも影響が出ていると思います。最後に気候変動に関しては、市として独自の分析は難しいと思いますが、「気候変動による生物への影響が懸念される。」というような書き方で、何らかの表現を盛り込んでいただければと思います。
- ・[めざすべき姿]については、ここではあくまでも自然、生物をメインに言うところですので、人が主体となった時の自然である「水辺や緑」を、具体的な生物の生息場所である「樹林地や湿地」という表現に換えていただければということで結構です。
- ・[施策の方針]《施策の方向》施策1に関する対応方針について、「生物多様性の確保」という表現は「確保」でも構いませんが、私としては、質を高めるという意味で「保全・再生」という表現を使うべきだと思います。
- ・また、「生物多様性地域戦略」の策定については、現時点において明記することが難しいということなので、市として戦略を作ることについては、後期基本計画期間内の実施計画において、船橋市の自然環境の現状、課題を明らかにし、方向性をしっかりと明記していただきたいです。
- ・県の「生物多様性ちば県戦略」の中で、市町村の取り組みを推進していくということを行っていますので、是非ご相談いただければと思います。

(会長)

- ・全般的には事務局の方針で了承ということによろしいですか。「確保」を「保全・再生」に修正するという点についてはどうですか。

(河村委員)

- ・基本計画には分野別計画に制約を与える力がある、ということ踏まえると、環境基本計画は平成23年度～32年度を計画期間とする、つまり今後の話なので、現行計画で「確保」という表現が用いられているからという理由でそのままとするのではなく、前向きに検討していただきたい。個人的にも「保全・再生」の方が良いと思います。

(まき委員)

- ・「確保」というのは平成 22 年までの計画で用いられているのではなく、23 年からの新しい計画で用いられているということのようですが、それでも、可能なら専門家である委員の意見は尊重していただきたい。
- ・「生物多様性地域戦略」ですが、「実施計画での記載を検討する」というのは消極的過ぎるのではないのでしょうか。基本計画に「戦略の策定について検討する」といった記述を追加するくらいはすべきだと思います。生物多様性というのは、それぞれの地域できちんと戦略を立てることが重要だと思いますので、船橋市としてももう少し前向きな検討をお願いしたいです。

(事務局)

- ・今のご意見を審議会の答申とするのか否かご議論いただければと思います。

(会長)

- ・専門家の方に入っているのは最先端の意見を計画に取り入れるためであり、できる限りその意見を尊重するのが船橋市にとっても良いと思います。このため、戦略の策定について、実施計画の検討課題とするというのではなく、もう少し前向きに検討していただければと思います。また、「確保」という表現を「保全・再生」に修正する点についても同様に検討をお願いします。
- ・次は意見 4、有馬委員からのご意見ですが、まだいらっしゃっていないので、第 7 章、金沢委員からのご提案について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

—資料 3 「第 5 回審議会までの積み残し事項の整理」、資料 4 (別紙) 「第 5 回船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について」、意見 5、6、追加意見①②について説明

- ・まずは意見 5、金沢委員からのご意見です。資料 4 (別紙) 9 ページをご覧ください。「7-1-1 《現状と課題》で、地域主権改革の進む中、財源の裏づけのないまま地方自治体に権限を移譲することが問題となっている。地方自治体にとっては財源確保が焦点となる。財政問題にも触れる必要がある。」とのご意見。また、こちらへの追加のご意見をメールでいただきました。「7-1-1 『選ばれる都市を目指した質の高い市政運営』というタイトルを『住民が主人公』を実現する市政運営』に変更する。これに伴い、7-1-1 《現状と課題》の文章を、9 ページに掲載させていただいたとおり全面改訂する。」そして、追加の②は、「7-1-1 施策 2) 都市ブランドの確立の主要事業として、『民間の公共的活動が育つための環境整備』を追加する。」というご意見です。
- ・補足説明を致します。まず、タイトルの変更案の『住民が主役』を実現する市政運営

という概念ですが、6-1-1 市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり及び6-1-2 市民との情報共有の推進 の中で述べられていることと近い内容であり、7-1-1 のタイトル及び内容をこの方向に改変した場合、記載内容が重複するものと考えられます。

- ・《現状と課題》の変更文案の中で、「安全や住民福祉の向上など地方自治体が本来の役割を果たすとともに、多様な市民要望に応え、協働のまちづくりを推進するためにも、民間非営利組織等による民間の公共的活動（新しい公共）を拡充することが求められています。」というくだりは、もしも入れるのであれば、6-1-1 の施策に追従するような形が良いのではないかと考えています。
- ・施策2) 都市ブランドの確立 の主要事業として追加が提案されている「民間の公共的活動が育つための環境整備」についても、6-1-1 の施策1) 地域社会をはぐくむ市民活動の支援の主要事業がこれにあたる考えられます。
- ・《現状と課題》変更文案の中の「今後の財政運営には、不要不急の事業の見直し、市民要望の高い事業を優先するなどの市政運営を行うことが重要」というくだりについては、7-1-2 施策2) 行政改革の推進において、「行政評価（管理）システムの導入や市民ニーズを反映した施策・事業の実施、継続的な事務事業の見直し」等として述べている内容に近いものと考えられます。
- ・素案に記載のある「選ばれる都市」については、今回金沢委員よりご提案いただきました原稿文案ではごっそりと割愛されており、お話を伺ったところ、都市間競争をイメージさせる「選ばれる都市」というような内容の必要性がないのではないかとこのことでした。事務局としては、人口減少時代を迎えて、住民がライフステージごとに住むまちを選ぶ傾向が強まる中、地方自治体は、例えば子育てに関するサービスを充実させることで子育て世代に選ばれるまちを目指すなど、行政サービスやまちづくりの質を向上させ、積極的に選ばれる魅力を備える必要があると考えています。こうしたことで、「選ばれる都市を目指した質の高い市政運営」というタイトルと内容をこの章で表現しているところであり、今後とも進めていきたいと考えています。
- ・なお、「地域主権」という言葉については、昨年11月末、地域主権改革関連3法案の法案名および条文からこの名称を削除するという方向が報道されたこともあり、こちらについては原案にする段階で「地域の自主性及び自立性を高める」など、別の表現に変更することを検討しています。
- ・〈対応方針〉として3点提案させていただいております。
 - ① 《現状と課題》の本文に、「市民の声を活かしながら地域の実情に合った市政を展開していくことが必要である」というように、市民ニーズを唱える、ということを追加していく。
 - ② 7-1-1 施策1) 地域主権に向けた取り組みの推進 の本文中に、権限移譲と併せて「権限に見合う財源移譲を求めていく」旨を記載する。
 - ③ 6-1-1 市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくりの《現状と課題》に、「新しい公共を拡大する一方で、市が一自治体としての本来の役割を果たす」ということ

をきちんと明記するという方向で付け加えることを考えています。

- ・ 7-1-1に関する金沢委員からのご提案については以上になります。
- ・ 意見6、山下委員からの「7-1-1について、『都市ブランド』や『選ばれる都市』の言葉が分かりにくい」というご指摘についてです。「都市ブランド」については、7-1-1の注釈に記載しています。「選ばれる都市」については分かりにくい可能性がありますので、先ほどご紹介したような「選ばれる都市」の考え方を注釈として付け加えることを考えています。

(金沢委員)

- ・ 対応方針の①の通り、当方の意見に差し替えていただくのではなく、現状と課題に意見の趣旨に添った文章を追加するという事で良いと思います。
- ・ 市民ニーズを反映した施策、という点について、市が一番困っている人を支援するという姿勢で事業を行っているのだと思いますが、敬老事業の廃止の時などのように、こうした検討をする際に市民の意見を直接聞くことをしていません。船橋市が、市民ニーズが高いと考えることを行う、というのではなく、市民の意見を聞いていただきたい。その意味で、「市民の声を活かしながら」、という表現が加筆されるなら了承したいと思えます。
- ・ 対応方針の②についても、「権限に見合う財源移譲を求めていく」という趣旨の加筆がなされるなら了承したいと思えます。
- ・ 対応方針の③について、市が政策決定をする場において、市民の意見を聞く場をしっかりと確保していただきたい。第7章は後期基本計画の土台になる部分なので、市の政策決定のあらゆる場面で、市民の意見を聞いていただきたいという気持ちで意見を述べました。
- ・ 全般に、本心は「住民が本当に地方自治体の主人公としてがんばれるようなまちづくりを目指す」という提案した文章に差し替えていただきたいが、対応方針に同意しないと意見そのものが反映されなくなってしまうので、同意したいと思えます。
- ・ 最後に、7-1-1の名称の「選ばれる都市」という表現は、都市間競争のイメージがあり、無理な基盤整備をして市民が負担を強いられる事態が懸念されるため同意しかねます。

(会長)

- ・ 全般としては、事務局の対応方針を了承していただいたということで良いかと思えます。ただ、別途意見集に委員のご意見は残していただきたい。
- ・ なお、7-1-1の名称の「都市競争」については、私も、財源や制度などの面で国の制約がある中で、単純に競争を肯定的に捉えるのは適切ではないと思えます。
- ・ 山下委員のご意見についてはよろしいですか。

(山下委員)

- ・ 前回の私の意見（意見6）は、「選ばれる都市」という表現に特に違和感があるということではありません。「都市ブランドの確立」という表現は、具体的には何なのか分からなかっただけです。

(事務局)

－資料3「第5回審議会までの積み残し事項の整理」、資料4（別紙）「第5回船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について」意見7、追加意見③～⑤について説明

- ・ 7-1-2《現状と課題》に関する部分については、資料4（別紙）をご覧ください。
- ・ 11 ページの一番上の部分に訂正があります。基本施策1『「選ばれる都市」を目指した質の高い市政運営」とありますが、基本施策2「自律的・効率的で透明感の高い行政運営」に訂正をお願いします。
- ・ 金沢委員からの、「7-1-2《現状と課題》の8～11行目の文章を書き換える」というご提案です。〈変更文案〉に、変更前と変更後の対比を載せています。8～11行目の内容は、行政改革の推進に関する部分です。変更後ということでご提案していただいているのは、「医療・介護・福祉など、住民の安全と命に関わる職員の行きすぎた削減をやめること、職員の資質・能力の向上を図るための組織の見直し、自治体の自己決定権を確保するための副市長・局長などの管理職体制の見直し、」ということです。こちらについての対応方針としては、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するためには、継続的な組織の見直しや計画的な行政改革が必要であり、また、こちらについては基本計画に位置づけたいと思いますので、文案の修正は行わないということで、ご提案させていただきます。
- ・ 7-1-2で、前回金沢委員よりいただきましたご意見7、『「限られた行政資源で最大の効果をあげることができる』という文言について、『最大の効果とは誰にとってなのか。（市民にとってのはず）』財政削減の額を『効果』と捉えて行政改革を進めた結果、市民が不便な思いをするのは困る。』です。また、今回、こちらへの追加として、『「また、計画的に行政改革を進め、限られた行政資源で最大の効果を上げることのできる、効率的・効果的な行政運営を行います。』を削除する。』というご提案をいただきました。こちらについての対応方法は、173ページに記載のあるように、第7章の記載事項（行政改革を含む）は、それ自体が目的ではなく、1～6章の政策を着実に実施するための方策と位置づけています。つまり、最大の効果とは市民にとっての効果であることから、その旨を明確化し、「限られた行政資源で最大の効果～」の部分で、「《住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で》最大の効果～」と変更するというご提案をさせていただきます。
- ・ もう一つ、追加の⑤として金沢委員から、「7-1-2施策2）行政改革の推進の項目を本文・主要事業ともに削除する」というご提案をいただきました。これにつきまして

は、市としては、行政改革をきちんと進めていきたいという気持ちがあり、削除はしないご提案させていただきます。

(金沢委員)

- ・行政改革の内容が、私どもが考えている内容と相当異なるので、変更が困難であるというの理解します。ただし、資料3に記載されている、7-1-2の施策の方針に「《住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で》最大の効果〜」を加筆する点については是非お願いしたいと思います。
- ・資料4の《現状と課題》の部分ですが、意見を言わせていただければ、家庭児童相談室など虐待に対応している部署の人員が足りないということが青少年問題協議会でも議論になっています。職員が減らされることによって、市民の人権が守られないということが実際に起きています。組織の見直しで職員を減らす際に、人権を守る部門まで減らさないでいただきたい。
- ・また、船橋市は副市長、建設局長、福祉局長に国から来ている職員が就いています。自治体が自己決定するのに、部局のトップが国から来ているというのは必要ないと考え、変更後の文案に、「〜自治体の自己決定権を確保するための〜」と入れました。
- ・修正を行わないことは了承しましたが、以上のことについては意見集に載せていただければと思います。

(会長)

- ・ご意見については同感だが、これまでやってきたこととの整合性もありますので、意見集に掲載することとしたいと思います。

(事務局)

一資料3「第5回審議会までの積み残し事項の整理」、資料4(別紙)「第5回船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について」意見8~10について説明

- ・資料3の3ページをご覧ください。意見8、山下委員から、7-1-3《現状と課題》で、「市債等の借金も少ない状態など比較的健全な状態」とあるのに、「歳出に占める経常的な経費(扶助費や人件費、公債費等)の割合が高い」と記載されている。市債と公債費の違いは何か、この文章は矛盾しないのか、とのご指摘をいただきました。また、これについて、金沢委員より、公債費等などの行政用語が分かりにくいのではないかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、そのような問題を回避できるように、難しい用語については脚注を付けると共に、矛盾した読み方がなされないような文脈に変更することを考えています。
- ・意見10、金沢委員から、7-1-3施策1)歳入の確保で、主要事業として「公金徴収の一元化の推進」が挙げられているが、銀行口座の差し押さえなどが含まれており、人生設計を無視した、良くない制度である。「公共徴収の一元化」を削除してはどうか、

とのご意見をいただきました。こちらについては、別紙の 12 ページをご覧ください。

- 公金徴収一元化のねらいについてご説明いたします。そもそも公金の徴収を別々に行ったとしても、本来、それぞれの分野での銀行口座の差し押さえ等は必要な手続きということです。ただ、従来、各公金所管課がそれぞれに催告書の送付や臨戸訪問、滞納整理等を実施してきたのですが、職員が本来業務に追われていることを考えますと、滞納整理に関する法的な部分をマスターして滞納整理を行うのは困難な状況があります。公金徴収一元化ということで、徴収業務が債権回収対策室に移管された場合には、滞納者の立場に立って納付計画をたてることができるという一面もあり、悪い制度ではないと考えています。
- 生活困窮者への対応ですが、債権回収対策室に移管されたケースについては、滞納者の立場に立って現在の生活状況などを丁寧に聞き、法に基づく納税の緩和措置を行っています。特に資力の回復の見込みが難しいと判断された滞納者については、2年間で176件、1億8600万円の滞納処分の執行停止を行っており、こういったところになかなかもっていかれず、ずっと催告を受けていた方が、このような形で執行停止になるというような側面もあります。
- 「多様な収納方法の導入」で十分ではないか、という金沢委員からのご意見に関してですが、多様な収納方法とは、口座振替やコンビニに収納などの多様性の向上を指しており、これは現年分の徴収に関して利便性を高め、悪質な滞納につながらないようにすることではありますが、常に悪質な滞納ケースをはじめとする過去の滞納分への対策にはならないというところです。
- 対応方針ですが、市としては、貴重な財源を確保すると同時にきちんと納付している市民の公平・公正の観点からも公金徴収を進める責務があり、一元化により情報の集中と適切な権限の行使を行う必要があると考えています。ご指摘への対応の方針としては、「公金徴収の一元化」を主要事業として掲げる、つまり変更しないこととします。

(金沢委員)

- 最近、会社の都合で仕事を辞めさせられる場合も、自己都合として辞めざるを得ない人が増えています。その場合、国民健康保険などの激変緩和措置の対象にならず、収入が全く無い中で会社に居たときの収入を基準に保険料が課せられることになります。公金徴収の一元化をすると、こういった方々にも差し押さえ等の対応がそのままなされることになるのではないのでしょうか。こういったケースに、それぞれの担当課が丁寧に対応すべきであり、「公金徴収の一元化」を主要事業として掲げるという対応方針については同意できないということを申し上げておきます。

(まき委員)

- 「公金徴収の一元化」を主要事業から削除するのは無理だと思いますが、歳入確保だけを目的にこれを記述するのは違和感があります。具体的な表現まではアイデアがありませんが、徴収される側の事情にも配慮するというような表現を検討していただきたい。

(村田委員)

- ・一元化という言葉だけでは、徴収される側に配慮するというニュアンスが伝わらないので、若干で良いので思いやりのある加筆で、もう少し配慮してもらえればと思います。

(事務局)

- ・今のご意見を審議会の総意として答申書に記載するか否か、ご検討いただきたい。

(河村委員)

- ・表現を変えると実態が伴ってくるのでしょうか。公金徴収の一元化はメリットもあればデメリットもあると思います。記述することでデメリットが解消されるなら記述すべきだと思いますが、その点はのでしょうか。

(会長)

- ・施策1) 歳入の確保の4行程の文章の中に、歳入確保の方法のひとつだということよりも、納税者の複雑な状況を理解しつつなど、配慮する文言を入れたらどうかということです。

(事務局)

- ・納税者の複雑な状況にも配慮しつつ、といった表現を追加することが想定されます。

(斎藤忠委員)

- ・実態としては、市は公金徴収に際して生活困窮者へのきめ細かな配慮をしているので、その点をきちんと表現すれば良いのではないのでしょうか。

(会長)

- ・生活困窮者への配慮等、指摘に沿っての加筆を検討していただければと思います。

(事務局)

一資料3「第5回審議会までの積み残し事項の整理」、資料4(別紙)「第5回船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について」意見11、追加意見⑥について説明

- ・意見11、金沢委員から、「7-1-3施策2) 資源の効果的な活用で、主要事業として『市有財産の有効活用』が挙げられているが危険である。具体的に何を意図しているのか明示すべきである。」というご意見です。そして、追加で「この主要事業については、『未利用地の活用や企業や団体に施設を貸し付ける場合の利用料の適正化』に変更する。」というご提案をいただきました。こちらについては、「市有財産の有効活用」の内容が理解分かりづらいと思いますので、別紙の14ページで補足説明をさせていただきます

ます。「公有財産」の中に、「行政財産」と「普通財産」があります。ここで意味しているのは、主に行政財産の貸付が新たにできるようになったという背景があり、その部分についてご説明します。平成 18 年の地方自治法が改正された中で、行政財産の貸付が可能になり、庁舎の空き床（事務事業などのように現に使用していない部分）、敷地の余裕部分の貸付けが可能になった。これに伴い、具体的には、庁舎の空き床の貸付として、自動販売機の設置、コンビニエンスストアの設置を行っています。また、敷地の余裕部分としては、本庁舎駐車場の閉庁時の空き時間帯を“余裕”と捉えて駐車場として貸し付けている。また、JR 船橋駅前交通広場用地の事業開始までの期間を“余裕”と捉えてバイクの駐輪場として貸し付けています。このようなことをイメージして、ここでは「市有財産の有効活用」と言っています。また、未利用地（普通財産）については、売却処分を進めています。

- ・対応方針として、市としては、財源確保を図るため市有財産の有効活用は推進する必要があると考えますが、本来の目的を阻害する営利活動を進める考えはありません。その旨を明確化する意味で、下記のような文言の付け加えを提案させていただきます。

施策 2) の本文に、「未利用地の有効活用や売却、本来の用途や目的を妨げない範囲での余裕がある施設の貸付など市有財産の活用を進めます」と付け加えさせていただきます。

(金沢委員)

- ・対応方針に同意します。小学校の敷地に放課後ルームを作る場合、財産の変更が必要になるなど、特定の目的に用いる市の保有地は行政財産として用途が限定されます。目的が終了したと判断され、普通財産に変更して他の用途に用いたりする場合、その判断には慎重な検討が必要ですが、提案されている記述があれば、想定外のことは避けられると理解します。

(川井委員)

- ・行政財産である調節地は上部空間が空いたままになっています。これに対し、周辺の住宅地の方々から駐車場に使いたいという要望があっても、行政財産という理由から受け入れられなかったことがありました。しかし、他自治体で調節地の上部空間を自治会館として有効利用している例があります。もっと調節地を有効活用するよう推進していくべきです。
- ・市役所の駐車場も平面的にしか使っていません。立体にして上部空間を民間駐車場として貸し出すことも可能であるはずです。
- ・北口駐車場はいつも満車ですが、公園の地下を駐車場にすれば、渋滞の緩和にもつながります。もっと柔軟に、平面的ではなく立体的な思考で検討すべきだと思います。

(会長)

- ・未利用地だけでなく、すでに利用されているところの一層の活用というような、一步踏み込んだ考え方をすべきということですね。
- ・川井委員のご意見も含めて、審議会の意見として載せるか、個人的な意見として扱うかどうか検討していただければと思います。

(事務局)

—資料3「第5回審議会までの積み残し事項の整理」、資料4（別紙）「第5回船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について」意見12、追加意見⑦等について説明

- ・追加⑥と意見12の間の金沢委員のご意見に対する対応方法が空欄のままになっていますので、追加⑥と意見12について併せてご説明させていただきます。
- ・「7-2-1 広域的な連携の推進《現状と課題》から、7～8行目の『さらに、本市は平成15年に中核市に移行したことで、市としての自立性・総合性を高め、東葛飾・葛南地域の中核として周辺圏域をリードする役割も担っています。』を削除する。」というご提案を金沢委員よりいただきました。中核市として市が担っているこうした役割は認識をした上で、広域的な連携による施策を推進することを考えていることから削除しないことを提案させていただきます。
- ・意見12、「7-2-1 施策2）国や関係自治体との政策調整の推進で、本文中に「国・県事業の積極的な導入を図ります」とあるが、国・県事業の導入は多大な財政負担を伴うことが多いので、これ以上積極的な導入はしない方がよいのではないか。」といった金沢委員からのご提案です。こちらについては、別紙の16ページをご覧ください。
- ・国・県事業に伴う市の負担金について、県の事業に対して平成21年度決算における県営事業負担金は、1億5千7百万円ほどあります。内訳は、都市計画道路関連が1億4千万円、港湾関連が1千5百万円で、国直轄事業負担は存在していません。
- ・国・県施設の例としては、県立公園、県立の高校や特別支援学校、交番、ジョブカフェ、パスポートセンター、ベンチャープラザ船橋、ポートパーク等様々なものがあり、市民や地元事業者が利益を受けています。こうしたものは、都市計画道路や港湾を除けば、地元の費用負担がないものが大半です。
- ・船橋市は近隣自治体等に比べて国・県の施設が多い方とは言い難い状況であり、市としては、市民ニーズと費用対効果を勘案の上、今後とも積極的な導入を図っていくことが必要と考えています。
- ・また、後段に「役割分担の明確化」と「役割分担に見合う財政措置」について記載していますように、市が一方的に財政負担を負うような事業の導入は考えていません。
- ・対応方針としては、「国・県事業の積極的な導入」が、国・県が本来やるべきことを市が肩代わりする、というようなイメージに捉えてしまう可能性があると思われるので、そのようなことを避けるため、「国・県が行う事業の積極的な導入」というように書き

換えをすることで対応させていただきます。

(金沢委員)

- ・対応方針の通り、「国・県が行う事業の積極的な導入」という表現に変更することについては同意したいと思います。ただ、医療センターや東葉高速鉄道など、広域的な事業であるにもかかわらず市の負担が大きいという点が問題だと考えています。例えば実際に、医療センターについて、船橋市議会が県に対して負担金を十分出すよう求めているということがあります。この点については留意していただきたい。
- ・中核市に関する意見については同意できかねます。中核市への移行は地方交付税の増額がなく負担だけが増えたと考えており、これを引き続き入れていくというのは、船橋市の方向性としてよいとは言えないので、関連部分の記述を削除すべきとの意見を述べさせていただきました。

(事務局)

—資料3「第5回審議会までの積み残し事項の整理」、資料4（別紙）「第5回船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について」意見4（小委員会決定事項10、11）について説明

- ・別紙の8ページをご覧ください。「6-3-1全般について、対症療法的で、船橋市が何をしたいのかが見えてない。表現も含めて、指標を打ち出すことが必要ではないか。女性の管理職への登用については仕事と生活の調和の推進体制の整備の検討も含めて、促進が図られるよう期待したい。今後の計画期間においてどこまで努力するのかという積極的な姿勢を見せたほうが良い。」以上の通り、小委員会の後、有馬委員より下線部分のご意見をいただきました。
- ・補足説明ですが、こちらは小委員会に提出した資料を要約したものになります。
- ・市としては、管理職の登用については、組織の必要に応じて個人の適正や能力、状況等を見極めながら実施しており、性別による不平等な取り扱いはありません。また女性のみを対象とした人材育成研修もあるなど、人事行政の面で「機会の平等」は確保されていると考えています。
- ・しかしながら、育児休業の取得実績が女性職員に偏るなど、仕事と生活の両立の面での男女共同参画が、船橋市役所だけでなく社会全体として進んでいない状況があり、なかなか「結果の平等」に結びつかないという現実があります。
- ・小委員会では、事務局からのこのような説明を踏まえ、「結果の平等」を指標とすることは、現実的な側面から懸念があるということ、またこの指標は市の組織内部のものであるため、基本計画の指標としてはいかなるものかのご説明をしました。
- ・また、女性職員が無理を強いられることがあることを申し上げたところ、そのような状況ではやむを得ないのご意見をいただきました。
- ・「指標としては掲げずに、女性職員の人材育成や能力活用、男女職員の意識啓発、仕事

と生活の両立支援、政策決定への参画の促進等に努め、結果として、女性管理職の増加を目指す」旨を対応方針としてご提案しました。

- ・対応の方向性としては、施策2) 政策・方針決定の場への共同参画の促進の本文中に、「市の女性職員の人材育成や能力開発、男女が共に働きやすい職場環境づくりをすすめ、政策・方針決定に関与する職への登用を促進する。」という主旨の文章を追加すること提案させていただきます。

(有馬委員)

- ・指標設定にはこだわりませんが、男女共同参画社会を推進しないと、少子高齢化が一層進み、介護などの問題で男性も苦しむことになるということを申し上げたいです。啓発事業だけでは効果が十分ではないので、行政が率先して取り組むべきだと思います。行政がそうすることによって、船橋市の企業等にも男女共同参画に関して一緒に取り組むことを提案できると思います。指標設定が難しいのであれば「積極的な姿勢」を文言に盛り込み、分野別計画で指標化など具体的に取組んでいただきたい。

(会長)

- ・小委員会の決定事項の10番についての対応方針としてはこれで了承ということでしょうか。
- ・小委員会の決定事項の11番についてはどうですか。

(事務局)

- ・11番については、有馬委員から市として何がやりたいのか見えないというご指摘をいただき、市として検討した結果、DVを含めた暴力の根絶を一番に取り組んでいきたいと考え、施策3)のタイトル「相談・支援体制の充実」を「女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶」に改め、本文についてもそのような趣旨を加筆してはどうかと提案いたしました。
- ・なお、母性の尊重と健康維持に関する内容について、別途まき委員からは具体的に提案をいただくということでした。

(有馬委員)

- ・施策3のタイトルや説明を、趣旨をより具体的に反映した表現にさせていただいたので、了承します。

(まき委員)

- ・特に意見はありません。

—休憩—

(事務局)

一資料3「第5回審議会までの積み残し事項の整理」、資料4(別紙)「第5回船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について」意見13~20について説明

- ・資料4の17ページをご覧ください。意見13、森田委員より「各リーディングプランがある中で、船橋市として、選択と集中により何を優先的にやっていくのかを示す必要があるのではないか。」、意見14、有馬委員より「リーディングプラン(の定義)についての共通理解が必要だと思う。また、(リーディングプランを)ただ並列するのではなく、何が重要課題で、何が最重要課題か示す方が、理解しやすくなるのではないか。」、意見15、河村委員から「《横断分野と関連施策》が並びすぎ。実際にはこの中からさらに絞り込んでいくのだろうと思うが。」とのご意見をいただきました。
- ・補足説明として、リーディングプランの考え方についてご説明します。
- ・分野別計画の全ての分野・施策は、今後9年間の中で着実に実施していく必要がありますが、その名称のとおり施策や取り組みは、「各分野別」に整理されています。
- ・一方、市民にとって重要性が高く、今後9年間で市が取り組むべき課題は、分野をまたがるような取り組みによって解決が求められているものが多い。
- ・このような中、リーディングプランとしては今後力を入れていくべき課題を整理した結果に基づき、分野ごとの施策の相乗効果も視野に入れ、分野横断的に別の切り口から整理したものです。
- ・各プランは、船橋市として必需性の高い順に並べています。
- ・選択と集中の考え方についてですが、9年間を通しての「一貫した」選択と集中として、基本計画上で絞り込みを行うことは、選択から漏れたものは、それを9年間やらないという誤解を受ける可能性があることから、庁内検討の過程で現在の内容となっています。
- ・このため、選択と集中の手段としては、リーディングプランの実現に寄与する事業について、実施計画、事業査定、(予算の策定)の過程の中で積極的に位置づけ、これにより、リーディングプランの実現に向けた取り組みとして今年度は「〇〇と△△」をやりましょう、次年度は「◇◇と□□」とやりましょう、というように実施計画期間ごと、年度ごとに行っていくことを想定しています。その際にはプランの実現に寄与することに加え、相乗効果が見込まれる組み合わせも検討の一つとすることを考えています。
- ・以上から、リーディングプランの位置づけとその推進の考え方を整理しますと、市民ニーズをもとに課題を整理した結果、その課題に対応した分野別計画の各施策の相乗効果を高めるため、今後9年間で特に力を入れていくものについての対応方針を示したものがリーディングプランであり、実際の個別具体的な事業レベルでの選択と集中については、計画期間中の年度ごとに、時代のニーズや社会経済情勢の中で図っていきたいと考えています。
- ・対応方針としては、リーディングプランの冒頭に、
 - ①リーディングプランの位置づけと推進の考え方
 - ②プランの策定にあたり、市民アンケートでの意見が多かったもの、市民会議での提案

などの例示と、それに基づき5つのプランを策定したこと、といったプランが導き出された経緯（アンケート結果等は各プランの下部に記載することも検討）。

- ③5つのプランの概念図も加え、現代的な課題に対応し、分野別の施策の相乗効果を高めるのがリーディングプランであり、さらに、この5つのプランが相互に関連することで「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を目指す。

このような趣旨での記載を加えたいと考えています。

- ・また、答申書への記載としては以下の2つのいずれか、又は両方が想定されます。

- ①基本計画だけでは選択と集中が不十分であり、今後の具体的取り組みとなる実施計画等では図る必要がある旨を示す、または、選択と集中が不十分であることのみを示す、という選択肢もあるかと思えます。

- ②または、総合計画審議会として、何に選択、集中すべきかについての意見を示す、という方向での対応についてご議論いただければと思います。

- ・続きまして、これを受けて、「リーディングプランの意義、具体的な対応方針を示してほしい」という武藤会長からのご意見16と、「分野横断的なリーディングプランを進めていくには体制が必要ではないか」という斎藤（哲）委員からのご意見18がございました。

- ・こちらについては、資料3の4ページをご覧ください。先ほどの資料でご説明したとおり、リーディングプランの実現に寄与する事業については、実施計画、事業査定、（予算の策定）の過程の中で積極的に位置づけ、進行管理としては、特にリーディングプランの推進に寄与する取り組みについては、積極的に位置づけられることを庁内に周知した上で、企画調整課として、相乗効果が見込まれる組み合わせも検討の一つとすることで、リーディングプランの推進を図るものとして考えています。

- ・リーディングプランの対応についてですが、武藤会長から「5つのリーディングプランから、船橋をイメージできない。海や里山、東京湾の最奥部に位置するなどの地域性を出せないか」とのご意見。また、河村委員からのご意見として、「5つのリーディングプランをどのような視点で選んだかが見えてこない。『船橋市』を『日本』と読み替えても通用するようになる。安心・安全が最重要課題なのは、全国共通ではないか。船橋市民の安全・安心を守るための特色が現れるようにした方が良い」といただきました。本木委員からは「リーディングプラン案は、市民アンケートや市民会議等を集約し、市民ニーズを踏まえて作られている。日本人全般のニーズと船橋市民のニーズが共通しているため、船橋市の固有性があまり出ていないのではないか」とのご意見がありました。

- ・こちらについては、資料4の19ページをご覧ください。補足説明として、今回提示した5つのプランは、ご指摘のとおり、様々な市民からの意見や課題提起を整理して作成したものであり、全国的なニーズと船橋市民としてのニーズが合致している面があります。

- ・特にプランの掲載順を必需性の高い順に並べているので、市民に普遍的なニーズが見られた前半のプランに関しては全国どこでも必要とされていることと合致している。

- ・一方、後半の市の付加価値を高めるプランにおいて、船橋市としての方向性を示すべく、

「人が集まるまち」や、「市民に愛され育まれるまち」を示している。船橋市の地域特性を出すには、ここで対応する方法が考えられます。

・対応方針としては、

①「プラン④人が集まる元気なまち」と「プラン⑤市民に愛され、育まれるまち」において、「船橋市としての特徴的な地域資源としての」歴史や文化、自然（海や緑や里山）を活用した取り組みや、都市ブランドに関する取り組みについて記載を充実させる必要がある旨を示す。

②船橋市の地域特性や個性について、総合計画審議会としての意見を示す。

(会長)

・何かご意見はありますか。

(河村委員)

・選択と集中の考え方について、何に力を入れるかは各年度の事業査定で決定していくとされていますが、それは誰が決めるのかというのが疑問です。市の各部局で検討するというのでは組織のエゴが出てしまうのではないのでしょうか。

(事務局)

・毎年の予算編成時に事業の査定を行う際、積み上げではなく、トップマネジメントとして経営的な視点から方針を立てて各部局に徹底していきたいと考えています。そして、この方針は、リーディングプランの方針に沿うように策定することとなります。

(河村委員)

・具体的には、企画部が各事業部門の意見を聞いて査定をし、その際にリーディングプランの方針が反映される、という理解でよろしいですか。

(事務局)

・その通りです。

(有馬委員)

・リーディングプランの位置づけを一言でいうとどういう表現になりますか。

(事務局)

・素案の18ページにリーディングプランの説明が載っていますが、「特に優先的に取り組む施策体系の総称」であり、日本語でいうと優先的先導的施策です。

(有馬委員)

・そういった行政側の趣旨が理解しやすいような表現を加筆していただきたい。

(事務局)

- ・前回の有馬委員、河村委員からのご意見を受け、対応方針としてリーディングプランの冒頭に、リーディングプランについての説明等のページを追加することを提案しています。ただ、今日のこの場に間に合わせることはできませんでした。
- ・資料4の18ページに図を載せていますが、分野別計画とリーディングプランの関係等が分かりやすくイメージできるような言葉を加えるなどして、ご指摘の通り修正したいと思います。

(山下委員)

- ・リーディングプランは、もっと詩的な表現にしたり、キャッチフレーズをつけるなど、市民の気持ちに訴えるような表現にした方が良いのではないのでしょうか。
- ・昨年度の検討資料に基本構想の法的な位置づけが無くなるとありますが、これはどういう意味でしょうか。

(事務局)

- ・地方自治法の改正により、基本構想の策定義務付けがなくなる見込みですが、法の義務づけが無くなっても、引き続き基本構想は必要というのが市の考えです。
- ・リーディングプランについては、分野別計画がどちらかというと縦割りのなものになっているのに対し、市民のニーズは総合的なものであるため、市民のご意見を集めて分野横断的な取り組みをリーディングプランとして設定したということです。

(森田委員)

- ・資料4の17ページの説明から判断しますと、分野別計画とリーディングプランは1から順番に優先順位が高いという理解でよろしいですか。

(事務局)

- ・分野別計画は、必需性の高い順には並んでいません。リーディングプランは、5つのプランを取りまとめた中で、アンケートからも必需性の高いプランを前半に配置し、船橋市の付加価値を高めるようなプランを後半に持ってくるという並べ方をしています。

(斎藤哲瑯委員)

- ・リーディングプランは表現が抽象的で分かりにくいと思います。また、分野別計画のすべてが5つの横断的なテーマに再編されているだけに見えます。
- ・実際に実施計画を作る際には、今の分野別計画の施策を横につないで、もう少し袋状の予算案を作り、各課を乗り越えて取り組むべきです。たとえば、「安心して暮らせるまちづくり」というのは、どれとどれを横につなぐと可能になるのかを具体的に示すべきだと思います。
- ・10年後にロマンを追求するのは良いが、一方で緊急事態に対応することも必要であり、

実施計画を策定する際には、そういったことの棲み分け、優先順位等の問題点をどのように解決していくのか、その辺への視点も必要だと思います。

- ・ドイツのベルランゲルという小さな町で、さまざまな分野の専門家が参加してまちづくりをした例があります。「みんなでまちをつかった」というタイトルで書籍も出ています。このように、行政だけで決めるのではなく、みんなでまちづくりをするような、市民参加の体制を作るべきだと思います。

(会長)

- ・リーディングプランの名称について、計画とプランは言葉として同じです。実際には、縦割りの分野別計画に対し、「安心」、「未来」、「環境」、「子ども」、「元気なまち」、「市民」などのキーワード中心の施策群というものになっているので、リーディングプランという名称は適切ではないのではないのでしょうか。
- ・リーディングプランには、分野別計画の施策が概ね網羅されているので、どこを優先するのか良くわかりません。このため、もう少し絞った方が良いのではないかと思います。
- ・基本構想の目標である「いきいきとしたふれあいの都市・船橋」に結びつくキーワードに絞り込むべきではないのでしょうか。
- ・リーディングプランに関する議論は、まとめるのは難しいので、この場は意見を出しつくすこととします。

(斎藤哲瑯委員)

- ・施策や事業の絞込みをする権限は我々にはないので、この場の議論では、船橋市をどんなまちにするのか、という方向性を打ち出すのが我々の役割ではないかと思います。

(河村委員)

- ・トップマネジメントかあるいは企画部が、事業の選択と集中を実行することになるのかと思います。そのためには、ここに挙げられているものは予算がつきやすいということの関係者に理解してもらうことが必要であり、そのためにはトップマネジメントが重要だと思います。

(副会長)

- ・リーディングプランの順番は優先順位だという点が明確になったことは重要な意味があったと思います。
- ・資料4の19ページ、対応方針の②にある、「船橋市の地域特性や個性について、どのように考えているか」が我々に問われています。この点について、この場で意見を出し合ってはどうかと思います。

(山下委員)

- ・夢いっぱいアイデアを打ち出して欲しいと思います。例えば、安藤忠雄のような構

想力とネームバリューのある方を登用して、夢のあるまちづくりをするといったことも
あると良いです。また、詩的な言葉、キャッチフレーズが欲しいです。

(北澤委員)

- ・リーディングプランは、これをやれば船橋が良くなるという提案であるべきであり、なぜこれが出てきているかという理由を説明する必要があると思います。例えば、序論の第2章第1節で船橋市の動向と課題が挙げられていますが、これとリーディングプランがどのようにつながっているかを説明することなどが必要ではないでしょうか。「現状」、「課題・整理」、そして「リーディングプラン」というつながりをもう少しわかりやすく示していただけると、なぜこの5つがリーディングプランに選ばれたかが分かるのではないのでしょうか。

(まき委員)

- ・リーディングプランに関する会長の説明は非常によく分かりました。
- ・個性を出した方が良いという意見も分かりますが、個性は好きな人がいれば嫌いな人も必ず出てくるので、リーディングプランの最初の3つは普遍的なニーズに対応したものであるというのは良いと思います。
- ・ただし、計画の最初に置くリーディングプランは、読む人に全体がより理解しやすくなるようなものにしていただけると良いと思います。
- ・分野横断的、部局横断的な事業は役所の一番弱いところなので、職員にしっかり理解してもらうことが必要です。また、リーディングプランがしっかり分野横断的なものになっていることが重要だと思います。たとえば公金の一元化も、徴収する部門と直接の担当課である国民健康保険課が連携するといったことが重要ではないかと思います。
- ・18 ページの図の方が、リーディングプランそのものよりわかりやすいです。何段階かに分けて考え方を示すことで、市民にもわかりやすく、分野横断的に取り組む職員にも理解しやすいものになるのではないのでしょうか。

(斎藤忠委員)

- ・リーディングプランの一つひとつについては、あまり個別的なことを書かなくても良いと思います。具体的な中身については、年度ごとに協議のできる余地があった方が良いのではないかと思います。
- ・リーディングプランの5つの言葉が出てくる背景と大意については、もう少しわかりやすい説明があったほうが良いと思います。

(川井委員)

- ・リーディングプランをすべて逆に読んで、「〇〇がないまち」と読んで見ると、やはり全国どこでも必要なものです。だからだめだとは言いませんが、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」という基本構想の都市像の実現に寄与するのか、という点につ

いては疑問があります。部局で実施計画を策定する段階で、これを具体的なものにする必要があると思います。その点において、企画部の責任が問われることとなるのではないのでしょうか。

- ・審議会もプランを作るだけが役割ではないので、実効性のあるプランとなるように我々も今後とも精査していきたいと思っています。

(金沢委員)

- ・私は議選の委員なので、市民の暮らしの実態から見た今ある課題に目がいきがちです。その観点では、医療と介護を重視しており、これらがプランのトップに来ているのは本当にその通りだと思います。それを具体的に進めていくためにどうするのかを、庁内挙げてがんばっていただきたいです。
- ・「市民に愛され、育まれるまち」というのが重要に感じます。都内で働いている人で、地元を向ける人が増えています。船橋の良さ、船橋らしさはこれから作られる、という目標でも良いのではないのでしょうか。地元に戻ってきた方々に、船橋を考える場や情報を提供することが重要であると思います。

(斎藤哲瑯委員)

- ・一市民として考えると、議員の方々には市民の代表として、議会が予算案を作るぐらいの姿勢でやっていただきたい。今は行政が作った予算を議会に出し、チェックしているだけだが、議員はもっと本気を出して、市民の代表としてあるべき姿勢で取り組んでいただきたい。

(村田委員)

- ・日頃、いろいろな活動をする中で、現実的な問題ばかりに向き合っているので、今回の機会は勉強になりました。すべての市民にとって、このような船橋のことを良く知る機会は重要であると思います。
- ・一人ひとりの住民が、船橋に住んでいて、居心地が良く心に豊かさを得られるような空気が重要です。そのためには、今回のような機会を市民に開いていき、たくさん設けることが重要だと思います。こういう機会が1回限りではなく何度もあれば、みんなで船橋を作っていくということが可能となると思います。

(森田委員)

- ・リーディングプランの話が出ましたが、企業の経営計画も長期計画にはビジョンを掲げ、そこには細かい施策はなく、リーディングプランのようなものがある。短期計画で具体策を立てていく。長期計画に沿った形で、毎年短期計画を見直していくという流れが、実施計画になっていくのだと思います。そんな風に分かりやすい言葉を使って説明していただけると良いと思います。

(山下委員)

- ・何も分からない自分のような人間を委員に選任していただき、大事に扱っていただき大変ありがたく思っています。このような場がこれからも市民に開かれたものとして提供されると良いと思います。自分自身はこれから地域で小さくても夢を作っていきたいと思います。

(河村委員)

- ・18 ページの図の中にアンケート結果を位置づけ、それを踏まえて策定したということが分かるように示していただきたい。

(会長)

- ・この計画の名称は、「船橋市総合計画後期基本計画」ですが、例えば「ふなばしいいききプラン」ですとか、「安心ふなばし計画」など、愛称、親しみやすい名前をつけるとよいと思います。次回までに各委員でアイデアを持ち寄っていただけたらと思います。

(内海委員)

- ・素晴らしい案ができています。関係者の努力に感謝しています。
- ・ただし、10 年前に作られた計画を見ますと、海に関しては、以前と比べて施策がうまくいっているのか疑問が残るような施策もあるので、そういった施策に関して努力を惜しまずやっていただきたいと思います。

(有馬委員)

- ・私は市民ではありませんが、10 年後に私が生きていたら船橋に引っ越したいと思うようなまちにして欲しいですし、絵に描いた餅にしないようにしていただきたい。
- ・市民が困った時に路頭に迷わないで済むように、分野横断的につながりのある取り組みで救われるようにしていただきたい。
- ・行政は机上ではなく、市民の前で汗をかくことが必要で、市民に市が何をしているかが見えるようにする。それにより市民の協力も得られるのではないかと思います。
- ・現行計画が全体的にどうだったかの評価をしてこなかったわけですが、これからは、この計画は評価委員会を設けてきちんと評価することが必要です。ただし、個別の職員的能力を評価するのではなく、組織として機能しているかを評価することがとても大事だと思います。

(事務局)

- ・次回は3月3日18時より開催し、答申案と意見集をご提示する予定です。
- ・また、次々回は3月29日、16:00に開催します。その際には会長から市長に答申書を提出すると共に、委員の皆様には一言ご挨拶を頂戴したいと考えています。
- ・意見集については、ご発言いただいた委員の皆様にご確認いただきますのでよろしくお

願います。

(会長)

- ・第6回 船橋市総合計画審議会を終了します。

(以上)